

ないかくふ、しょうがいしゃせいさくいんかい しりょう および
内閣府障害者政策委員会資料 及び

ないかくふ、だんたい しりょう より ばっすい
内閣府団体ヒアリング資料より抜粋

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう しこう ねんご みなお けいか 障害者差別解消法の施行3年後の見直しについて（経過）

1 これまでの経緯

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ い か しょうがいしゃ さべつかいしょうほう
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）においては、施行3年経過後に見直しの検討を行うこととされています。平成31年4月に施行3年後が経過することを踏まえ、平成31年1月から内閣府の障害者政策委員会において議論の上、令和2年6月22日に意見書が取りまとめられました。

しょうがいしゃせいさくいんかい いけんしょ ふ れいわ ねん がつ にち にち あいだ じ
障害者政策委員会の意見書を踏まえ、令和2年10月19日から28日の間に、事業者団体（34団体）及び障がい者団体（19団体）を対象として、内閣府政策調整担当がヒアリングを実施しました。

2 たいおうほうしん あん 対応方針（案）

じょうき ふ じぎょうしゃ ごうりてきはいりよ ていきょう ぎ む かとう おも ないよう
上記を踏まえて、事業者による合理的配慮の提供の義務化等を主な内容とする改正法案を次期通常国会に提出することが検討されています。

しょうがいしゃ さべつかいしょうほう かいせい も こ じこう あん 障害者差別解消法の改正に盛り込む事項（案）

およ たい いけん 及びそれに対する意見

1 事業者による合理的配慮の提供を義務化

(1) 事業者による合理的配慮の適切な提供の確保

- 事業者を含めた社会全体の取組を進めていくとともに障害者権利条約との一層の整合性の確保等を図る観点から、更に関係各方面の意見等を踏まえ、義務化を検討すべき。

(2) 建設的対話の促進、事例の共有等

- 事業者からの相談にも適切に応じる体制整備や、事例の収集や共有、情報提供を更に行うべき。
- 国は、事業者や障がい者を含む国民全体への理解を促進するため、周知啓発を強化すべき。

2 基本方針に定める事項を追加（障害者差別に関する支援措置〔相談体制等〕

の拡充を想定）

(1) 差別の定義・概念の明確化

- 社会的な認識を広げ、差別解消に資するという観点からは、法律で差別の定義を設けることが望ましい。一方、法律で定義を設けると、かえって狭く定義される懸念や解釈の違いによる混乱も予想され、慎重な検討が必要。

- 以上を総合的に考慮しつつ、差別の定義・概念の明確化を図る観点から、どのような対応が可能か、検討を行うべき。

例) 障がい者の家族その他関係者に対する差別も同様に解消すべきものである旨を示す等。

(2) 地域における相談・紛争解決体制の見直し

- 双方の建設的対話による相互理解を通じた解決が肝要であること、事案の掘り起こしや事例収集にも資することから、相談体制の充実が重要。

① 国・地方公共団体の役割分担の明確化

- 各行政機関の基本的な役割を示すべき。

例) ・市区町村：最も身近な相談窓口を担うこと

・都道府県：広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市区町村への情報提供等の支援を行うこと

・国：関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うこと

② 相談体制の明確化

- 適切な相談機関へのアクセス向上のための情報提供等の取組を積極的に行うべき。
- 事業者からの相談も対象とすることを明確化すべき。

3 障害者差別に関する相談体制の整備として人材の育成及び確保などを

明確化

(1) 都道府県による広域的・専門的な支援の充実

- 一部の都道府県で配置されている広域支援相談員等について、地域の実情に応じた配置を促すことを検討すべき。

(2) 相談対応を担う人材の育成及び業務の質の向上

- 相談対応を担う者に対する研修やマニュアルの作成等により、必要な専門性も有する人材の育成や業務の質の向上を図るべき。

4 地域における障害者差別に関する事例等の収集、整理等を明確化

- 国・地方公共団体において、更に具体的な相談事例の蓄積等を進めるべき。

5 国及び地方公共団体の連携協力に係る責務を追加

(1) 相談・紛争解決の体制整備について

① 国・地方公共団体の関係機関の効果的な連携

- 相談対応による解決が困難となった場合に、地方公共団体と法務省の人権擁護機関等との一層の連携を図るため、各機関の役割を踏まえた事案対応の流れや日頃からの関係構築のための方策を整理することなどを検討すべき。

② 相談対応等を契機とした事前的改善措置（環境整備）の促進

- 相談対応等を契機とした事業者の内部規則見直し等の環境整備について、その重要性の明確化を図るとともに、取組を促すべき。

(2) 障がい者差別解消支援地域協議会について

① 都道府県による市区町村の地域協議会設置等の支援

- 都道府県が、他の市区町村の取組に関する情報提供を行うこと
とや、地域協議会の共同設置・運営を支援することを促すべき。

② 複数の地域協議会の間での情報共有の促進

- 都道府県・市区町村の地域協議会の間や、複数市区町村の地域協議会の間において、情報共有や助言その他の支援・連携を行うことを検討すべき。

※施行日：検討中（相応の準備期間を設ける予定）

（参考）法制定時は、公布日から約3年後に施行